

5 子どもの貧困対策…国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。本市においてもこの大綱の考え方を踏まえ、貧困家庭に対する自立生活のための支援などに取り組んでいきます。

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2501	生活困窮者自立支援	経済的に困窮している方(世帯)のみならず、複合的な課題を抱えている方(世帯)に対して、本人とともに自立に向けたプランを作成し、伴走型の支援を行います。	新規	多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対する福祉のワンストップ総合相談窓口として、542人の新規相談を実施。その中で「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」等による、一時的な生活の場の確保や就労にいたる準備支援などを行った。	【行政】世帯としては困窮状況にはないが、くらしや仕事に関する将来的な不安を抱える若年等に対する個別相談の実施により、若年層の相談窓口としても一定の機能を果たしたと考える。早期自立に向けて、生活困窮状態に陥る前に早期の支援につなげることが重要であり、制度の更なる周知等が今後の課題である。	スマイルオフィス事業(庁内職場実習)で培った障害者就労支援のノウハウを活用し、一般就労に課題を抱える全ての人々への就労支援を実施する。また、今後学習・生活支援事業を生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業として位置づけ、学習から生活、就労までの支援を一貫して行う。	福祉政策課
2502	「未来は変えられる」プロジェクト	子どもの貧困に関して設定した指標の改善に向けて、関係各課が教育や生活の支援のための事業を実施します。また、毎年度、指標の改善状況を把握し、事業の見直しを行います。	新規	「未来は変えられる」プロジェクト平成28年度(2016年度)実施状況報告書に掲載			こども政策課

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた施策の展開

1 意識啓発…子育てしやすい職場環境づくりを促進するため、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をはじめ、育児休業などの各種法制度や子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し、従業員の子育て支援への理解や協力を求める啓発を推進します。
また、家庭に対しては、男女共同参画の視点に立ち、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりや女性の就労を支援します。

①企業への啓発

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
3101	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての啓発	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての講座を実施するなど、仕事と子育てを両立することができる職場環境づくりの重要性について理解が深まるよう周知・啓発を図ります。	継続	男性を対象とする料理講座など、男性の家庭や生活への積極的な関わりをすすめる講座を実施した。 全22回 248人参加 情報誌「WAM通信」を自治会等へ配布した。 11,000部 ワーク・ライフ・バランスについて記載したカレンダーを作成、配布した。 小学校1年生3,300部、中学校1年生3,300部	【行政】男性の家庭生活への参画促進、コミュニケーションの充実・ネットワーク作り支援を図ることができた。 【市民】男性対象料理講座では「チャレンジすることで今回はできたので、自宅でもチャレンジします。」「料理を通してふれあいが増えました。」などの意見があった。	男女共同参画推進のため、男性が家事・育児に積極的に関わる大切さや、ワーク・ライフ・バランスに関する講座や啓発を引き続き実施する。	人権・男女共生課
3102	子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進	雇用者向けの子育て支援の取組等を入札などにおける事業者評価基準の一つとする制度を推進します。	継続	総合評価一般競争入札において、子育て支援の取組等を評価基準としているが、平成29年度に実施予定の市庁舎等管理業務委託の入札に向け評価基準を検討、決定した。	【行政】平成29年度の入札結果により、効果と課題の検証を行う。	入札結果、担当課の施策、社会情勢等により、評価項目・評価と内容等の見直しを行う。	契約検査課
3103	雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発	健全な雇用関係の確立及び働きやすい職場環境の実現を図るため、ワーク・ライフ・バランス等に関するセミナーを開催するとともに、公正な採用選考、一般事業主行動計画策定、育児休業制度などの啓発活動を実施します。	量的・質的充実	勤労者や事業主等を対象に、雇用・労働関係セミナーを実施するとともに、啓発活動を行った。 ・人権問題企業研修 参加者42人 ・障害者雇用支援セミナー 参加者33人 ・三島地域はたらく人たちの法律セミナー 5講座 参加者88人(茨木開催分16人) ・実践型勤労者スキルアップセミナー 4講座 参加者57人(働きやすい職場づくりセミナー分 16人)	【行政】法律セミナーの回数を1回増加し5回としたことにより、啓発機会の増加を図ったが、セミナー参加者数の増加にはつながらなかった。 【市民】法律セミナーについて「大変満足」「満足」と答えた方60.6%	参加者数を増やすため、セミナーテーマや開催日の設定及び、周知方法を工夫する。	商工労働課

②家庭への啓発や支援

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
3104	男女共同参画に関する啓発	家庭生活への男女の共同参画を促進するため、男女共同参画に関する啓発や講座を実施します。	継続	男女共同参画啓発のための講座等を実施 ・年間開催回数 294回 年間参加人数 9,020人 男女共同参画について記載したカレンダーを作成、配布 ・小学校1年生3,300部、中学校1年生3,300部	【行政】男女共同参画に関する情報提供と意識啓発を図り、理解を深めた。 【市民】男女共同参画週間記念講演会について、アンケート結果では90%の方が『大変よかった』『よかった』と回答している。 自由意見では「夫婦がお互いを尊重し、家事を分担するなど、一緒に楽しめる人生が大切だと感じた」「父親が子育てに参画することの大切さがわかった」などの意見があった。	男女共同参画推進のために、テーマ・構成・回数など精査し、引き続き講座や啓発を実施していく。	人権・男女共生課
3105	父親対象の子育て支援講座	父親の育児参加を促進するために、父親と子どもが遊びを通してふれあう機会の提供や、育児や家事の知識や技術を身につける講座を実施します。	継続	未実施	—	父親の子育て参画促進のため、平成29年度は子育て支援課と共催で「パパスクール」を開催する。	人権・男女共生課
3106	女性の就労支援	女性の職場復帰や再就職を支援します。	量的・質的充実	相談を中心とする子育て世代向け就労支援フェアを開催した。 ・子育て世代向け就労支援フェア 参加者33人	【行政】昨年度は合同就職面接会を中心に行った子育て世代向け就労支援フェアを、相談中心の内容に変更するとともに、会場に子どもが自由に遊べるキッズスペースを設けた。その結果、参加者数は前年度と比較し18人増加した。	子育て世代向け就労支援フェアについては、相談を中心とする内容で、引き続き実施する。	商工労政課
3106	女性の就労支援	女性の職場復帰や再就職を支援します。	量的・質的充実	再就職応援セミナー、仕事なんでも相談を実施 ・再就職セミナー 計3回 54人参加 ・仕事なんでも相談 月1回 7人参加	【行政】楽しく学べる講座内容を取り入れ、昨年度の約倍に参加者が増加した。女性の就労、再就職等について、情報提供と意識啓発を図ることができた。 【市民】アンケート結果では参加者の89%が『大変よかった』『よかった』と回答している。 自由意見では「自分を磨く必要性を感じた」「ハローワークに行ったら仕事を探してみようと思った」などの意見があった。	職業生活における女性活躍推進のため、情報提供や啓発に引き続き取り組んでいく。	人権・男女共生課

2 職場環境の改善に向けた支援・・・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、男女が仕事時間と子育てや家事などの生活時間のバランスがとれる生き方や働き方ができるよう、企業に対し職場環境の改善や従業員の働き方の見直しなどを働きかけます。

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価(効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
3201	働きやすい職場づくりの推進	勤労者の福祉の向上を図るため、両立支援や福利厚生充実など働きやすい職場づくりに取り組む事業主に対する支援を行います。	新規	事業を提案し、次年度に向けて予算措置を行った。	—	茨木市働きやすい職場づくり推進事業所認定制度実施要綱を制定し、認定事業所を募集する。	商工労政課
3202	特定事業主行動計画(第3期)の運用	仕事と子育ての両立モデル職場となるよう、茨木市特定事業主行動計画(第3期)を策定し、平成27年度から取り組みます。	質的充実	<p><時間外勤務の縮減> ノ一残業デーを設け、館内放送により周知を図っており、また、60時間以上の時間外勤務があった所属には理由書を提出させている。 1人当たりの月平均時間外勤務 10.83時間</p> <p><年次有給休暇の取得促進> 所属長へ年次有給休暇の計画的な取得に向けた取組みの周知を図った。 年休の平均取得日数 9.8日</p> <p><男性の育児休業の取得促進> 市長がイクボス宣言を5月に行っており、取得促進に向けた環境整備を進めている。また、男性職員も積極的に育児に参加し、育児休業を取得しやすいよう、主査昇任審査受験資格における必要経年数から、育児休業・介護休暇取得期間の除算を廃止し、昇任の不利益とならないようにしている。取得者は昨年度の1人から5人に増えた。 男性の育児休業取得者 10.2%(5人)</p>	<p>【行政】 <時間外勤務の縮減> 恒常的な時間外勤務が生じており、効果は十分ではないため、改めて周知徹底に努めるほか、ヒアリング等により時間外勤務が発生する要因を分析・把握し、効率的に業務を進めることができるよう、更なる取組が必要である。</p> <p><年次有給休暇の取得促進> 休暇の取得促進を図っているところだが、効果は十分ではなく、今後も引き続き職場環境の整備や周知に取り組む必要がある。</p> <p><男性の育児休業の取得促進> 現時点では目標を達成しているが、今後も引き続き職場環境の整備や周知に取り組む必要がある。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの実現に努めるため、職場環境の整備や職員への周知方法の工夫などにより、引き続き、仕事と子育ての両立を支援し、より積極的な取組を行う。</p> <p>(目標) ・1人当たりの月平均時間外勤務 平成26年度(11.24時間)と比較し10%削減 10.11時間 ・年休の平均取得日数 12日 ・男性の育児休業取得率 5%</p>	人事課